|  |
| --- |
| 相続税の概要 |

|  |
| --- |
| **平成27年12月7日**  **倉重税務会計事務所**  **三浦　伸子** |

**相続税の概要**

目次

1.相続タイムライン1

2.相続財産の範囲2

（1）本来の相続財産2

　　（2）みなし相続財産3

　　（3）非課税相続財産4

3.相続税額の計算手順5

　　（1）課税価額5

　　（2）課税遺産総額5

　　（3）相続税の総額6

　　（4）各人の算出税額6

　　（5）各人の納付税額6

出典7

1. 相続タイムライン



1. 相続財産の範囲
2. 本来の相続財産



* 1. 「プラスの財産(資産)」と「マイナスの財産(負債)」を総称して「財産」という。
  2. 親族の名義を借りて有価証券などの取引を行い、その配当金や譲渡益を被相続人が受け取っているという場合には、名義人で判断するのではなく、誰がその原資を出したのか、誰がその財産を運用・管理していたのか、誰に処分権があったのか、という事柄を総合的に判断して被相続人の財産であるかどうか決めることとなっている。

1. みなし相続財産(相法3-1-1～6)



1. 非課税財産(相法12,21-3)



1. 相続税額の計算手順
2. 課税価額



1. 課税遺産総額



* + 基礎控除の額
    1. 平成26年12月31日以前に相続が開始した場合  
       定額控除　5,000万円  
       比例控除　1,000万円×法定相続人の数
    2. 平成27年1月1日以後に相続が開始した場合  
       定額控除　3,000万円  
       比例控除　600万円×法定相続人の数

1. 相続税の総額



1. 各人の算出税額



1. 各人の納付税額



* 納付は、原則として現金納付。ただし、これが困難で納付額が10万円を超える場合は、担保を提供することにより年賦で納付することができる延納の方法や、延納でも納付することが困難な場合には、相続財産による物納が認められている。

# 出典

http://www.houko.com/00/01/S25/073.HTM.

http://www2.hp-ez.com/hp/dcdc/page8.

岩下忠吾. (2015年9月10日). [4訂版]詳細相続税　資料収集・財産評価・申告書作成の実務. 千代田区, 東京都, 日本: 日本法令.

https://www.nta.go.jp/.

小池正明. (2015年11月20日). 事例で理解する相続税トラブルの原因と防止策. 千代田区, 東京都, 日本: ㈱清文社.

http://kurashige.ec-net.jp/.